

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第13号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

「明日は我が身」志賀町民の意識は変わる

原告団事務局長 堂下 健一

あの福島原発事故から早、4年半以上にもなります。その間に2回の町議選がありました。今年は無投票となりたいへん残念でした。活断層問題の結論次第では、今後4年間に志賀原発再稼働問題が必ず論議の対象になるからです。

選挙は町民の原発に対する考えを全て反映するわけではないにしても、ある程度推し測ることはできます。今回、「票」という形では見えませんでした。候補者特有の“勘”から、民意の一端を伺うことができます。地元志賀町の現状を限られた字数で報告したいと思います。



【志賀町の民意】

3.11福島原発事故以降、志賀町では何が変わったのでしょうか。

以前は、町民の多くは「原発と共存せざるを得ない」と思い込んでいたようです。またそう思わないとやりきれない現状もあったのでしょうか。3.11以降そのこだわりから解放され、原発のことを口に出して賛否を論議してもよいという大きな意識変化があったと私は見えています。

福島原発事故は4年前の町議選直前の出来事でしたから、町民の原発に対する意識の変化を肌で感じました。事故前は「原発のことを極力触れないように」という意見がかなり多くありましたが、あの事故を目の当たりにしてからは、原発事故は全てを奪い、明日は我が身にも起こりうると実感したのではないかと思います。

現在事故直後のような熱気は薄れたとしても、やはり活断層のことには多くのみなさんが気

にかけています。このまま動かないでいて欲しいというのが現在の偽らざる気持ちかと思います。

【志賀町の経済】

志賀町で原発関連の仕事に就いている人の割合は、全国の原発立地自治体の中では最低で、北陸電力の社員を除けば、志賀町の人口22,000人弱のうち200名にも及びま



↑ 金沢・武蔵ヶ辻街頭で訴える原告団 (11/11)

せん。またメンテナンス業務への地元参入状況も、通常時13社、定期検査時26社というのが実態です。これまでに視察した柏崎・女川・川内原発では、原発構内に関連企業の事務所が多数ありましたが、志賀原発にはありません。福井県など他県の原発立地自治体のように、原発を中心に経済が回る企業城下町ではありません。原発が再稼働しなければ地域の経済が立ち行かない、といった状況でもありません。町長も「原発関連の収入が減れば、町の財政もそれに合わせて運営していく」と機会あるごとに議会答弁をしています。本音は再稼働を切望していても、公式声明では現在のところ、活断層の論議を静観しているといったところでしょうか。

確かにこれまでには、多額の補償金、交付金等がありました。だが、2号機の固定資産税も少なくなり、旧志賀町地域にだけ交付されていた「地域自治振興資金」という名目の地元対策費も廃止されました。志賀原発が停止してからもう、5年になろうとしています。2号機に至っては、現在の停止状態に至る前ですら、稼働率40%といわれる代物です。

脱原発に舵を切り、自立した自治体を創るべき機会は今を置いてありません。北陸電力に引導を渡すためにも、この「志賀原発を廃炉に！訴訟」に勝訴しなければなりません。さらなるご支援をお願いします。

重要争点「敷地内断層問題」で北電を追い詰める

弁護団事務局長 中田 博繁

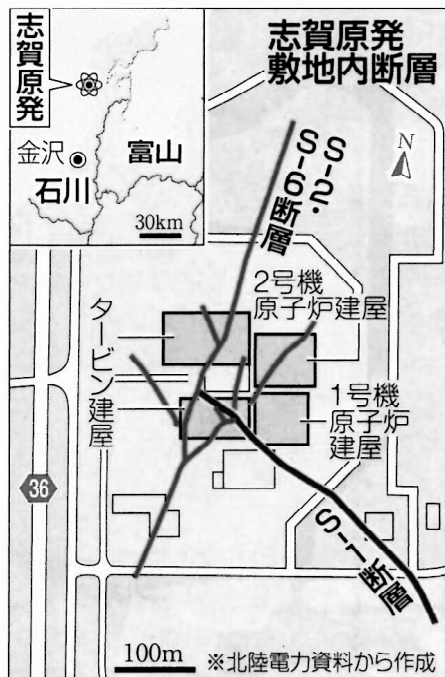
志賀原発訴訟での争点は、いくつもあります。「長年事故隠しをしてきた北陸電力に原発の運転資格があるのか」、「北陸の電力需給の観点から原発は必要なのか」といった志賀原発に関する根本的問題から、「福島第一原発の事故原因が不明なまま再稼働することの是非」、「新規制基準は安全確保の基準たりえているのか」「核廃棄物の処分方法が決まっていない」、といった全国の原発に共通する問題もあります。さらに、「志賀原発周辺で発生する地震に重要設備が耐えられるのか」、「避難計画は事故発生時に機能するのか」といった問題もあります。



今回は、みなさんが新聞などで目にし関心も高いと思われる、S-1をはじめとする敷地内断層問題についてお知らせします。

この問題が一躍脚光を浴びたのは、2012年の原子力安全保安院の専門家会議において、志賀原発1号機の設置許可申請書にあるスケッチ図を見て、複数の専門家が「S-1は典型的な活断層だ」と発言したことからでした。もっとも、私たち弁護団は、実は1988年に提訴した志賀原発1号機運転差止訴訟において、すでにその点を指摘していました。しかし、当時は私たちの主張を裏付けてくれる専門家がおらず、判決では一顧だにされませんでした。ところが、今回の裁判では、S-1など敷地内断層問題がにわかに重要争点に浮上してきたのです。

活動時期が12～13万年前以降の断層は「将来活動する可能性のある断層等」として、その真上に原発の重要施設を設置することは新規制基準では認められていません。志賀原発敷地内にあるS-1などが、この「将来活動する可能性のある断層等」にあたり、その真上に設置され



↑ 北陸中日新聞(7/19)より

ている志賀原発は新規制基準に適合しないというのが、敷地内断層問題と言われるものです。

私たち弁護団は、専門家に教えを請いながら、S-1等が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」にあたると主張してきました。その際、特に重要視しているのが、先に述べたスケッチ図です。2012年に石川県内でも渡辺満久東洋大学教授（変動地形学）にご講演いただきましたが、スケッチ図には、専門家の目からみて明らかに12～13万年前以降に活動した断層の痕跡が描かれているのです（下図参照）。

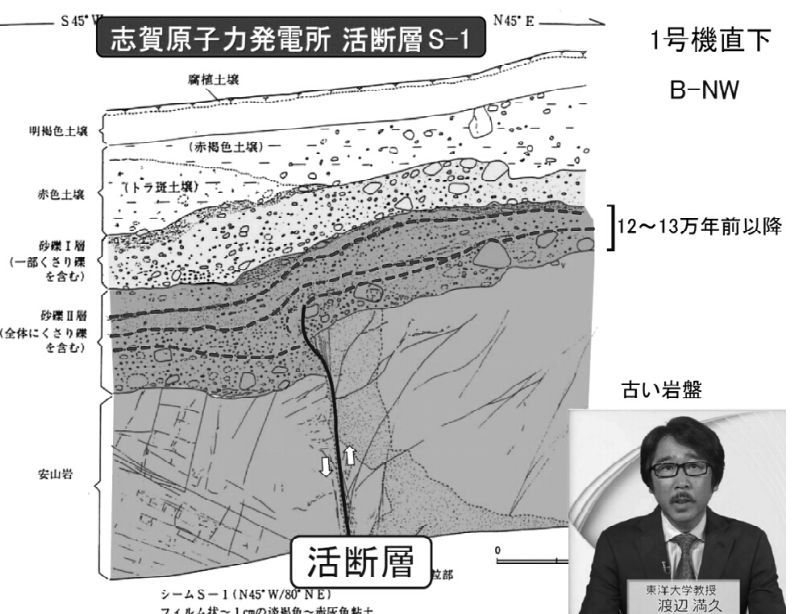
これに対し、北陸電力は現地の再調査を行い断層の痕跡はないと主張しています。もっとも、再調査といっても当時スケッチ図に描かれた地盤はもうありません。原発を建設する際に掘削されてしまったからです。敷地内の他の場所を「再調査」しているにすぎません。北陸電力は、その

再調査結果をもとに、スケッチ図にある段差形状は浸食作用により形成されたものであり、S-1は長く連続するものではなく断層等にあたらないと主張しました。規制委員会に対しても同じように主張しています。

しかし、スケッチ図と異なる場所を「再調査」しても意味がありません。S-1等は、それ自体が地震を引き起こす断層ではなく、近くの主断層により地震が発生した場合に、それに伴って動いたりズレたりする断層なので、長さも短く、連続もしていないことがあり、スケッチ図と異なる場所を掘っても、そこにS-1等の痕跡があるとは限らないからです。

こうした中、2015年7月、規制委員会の有識者会合において、敷地内断層に関する評価書案が出されました。その中で重視されたのが、やはりスケッチ図でした。各種調査結果も、S-1等が「将来活動する可能性のある断層等」にあたるとするスケッチ図の読み取り結果と整合するとの意見が全有識者から示されたのです。弁護団は、評価書案にもとづき、あらためてスケッチ図の重要性を述べ北陸電力の主張に対し再反論を行いました。

ところで、敷地内断層のうち、S-1は1号機の敷地直下にはありますが2号機の敷地にはかかっていません。そこで問題となってくるのが2号機の敷地にかかっているS-2やS-6ですが、これについても評価書案では「逆



原告第35準備書面より↑

断層として活動した可能性がある」との見解が示されました。この見解については、今後示される予定の最終的な評価書でも変更はないと思われます。弁護団ではこの見解を踏まえて、S-2やS-6が「将来活動する可能性のある断層等」であること、そしてその上には2号機の重要施設があることを具体的に主張していく予定です。

評価書は裁判所の判断に大きな影響を及ぼすと思われ、結論だけでなくその理由付けも含めて、私たちとしてもその内容を注視しているところです。

前述のように、この裁判の争点は志賀原発に特有の敷地内断層問題だけではありません。全国の前例に共通する争点についても全国各地の弁護団と連携を図りながら、私たち弁護団は志賀原発の廃炉をめざして全力を尽くします。みなさまのご支援をよろしくお願いいたします。

年末カンパのお願い

規制委有識者会合での専門家の議論を聞いていると、志賀原発は「即アウト！」廃炉です。みなさんもおそらく、そう感じているんじゃないでしょうか？

しかし、北陸電力は「活断層ではない」として、再稼働をめざすことを公言しています。そして彼らの非常識な態度を、安倍政権の再稼働路線が後押ししています。8月には川内原発が再稼働され、残念ながら「原発ゼロ」は終わりました。今後も高浜や伊方の原発を稼働させる動きがあります。これを既成事実として、「フクシマの悲劇を二度と繰り返すな」という国民世論が薄れることを期待するかのよう。実際、有識者会合で先行して敷地内活断層が確認された敦賀原発でも、日本原電は再稼働に向けての審査を申請し、結論は長引きそうな雲行きです。

こうした中、私たちの裁判はより一層その重要性を増しています。何としても差止判決勝ちとって、北陸電力に引導を渡してやりましょう。

金沢地裁の審理はいよいよ終盤に入ります。法廷内外の活動をさらに強化していくため、年末カンパにご協力くださいますようお願い申し上げます。

☆金額はいくらでも結構です。お手数ですが、下記の方法で送金をお願いします。

- ①同封の払込取扱票を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。
口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。

【今後の口頭弁論の日程】 傍聴席を満席にして、廃炉への決意を示しましょう!!

◇月日 第17回…2016年1月25日(月)、第18回…3月17日(木)

◇集合 午後1時15分(兼六公園下・白鳥路の利家像前)～裁判所まで行進して入廷

◇会場 金沢地方裁判所(口頭弁論)⇒北陸会館5F(報告集会)